

流通経済大学ハラスメントの防止等に関する指針

(制定 平成11年6月1日)

改正 平成19年6月19日

改正 平成31年4月1日

改正 令和3年4月1日

1. 目的

この指針は、流通経済大学(以下「本学」という)のすべての構成員が、ハラスメントについての認識を深めるとともに、この未然防止に努めることにより、安全で快適な就労・修学上の環境を維持することを目的に定める。

2. 定義

この指針において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

不適切な性的言動により、相手方に不快感や不利益を与え、又は個人の尊厳、人格若しくは保護に値する法的利益を侵害すること。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究の場において優越した地位にあることを利用して不適切で不当な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的苦痛を与えること、又は個人の尊厳、人格若しくは保護に値する法的利益を侵害すること。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えること、又は個人の尊厳、人格若しくは保護に値する法的利益を侵害すること。

(4) その他のハラスメント

前各号に掲げるもののほか、個人の尊厳、人格若しくは保護に値する法的利益を侵害し、相手に不利益、不快感、脅威、屈辱感等を与えること。

3. 適用範囲

この規則におけるハラスメントの相談及び解決手続については、次の範囲で適用する。

- (1) 本学の構成員の相互間で生じたもの。
- (2) 本学の構成員と学外者との間で生じたもの。但し、学外者とは、本学と教育・研究上又は業務上の関連性のあるものを指す。

4. 禁止及び啓発

- (1) 本学は、ハラスメントを差別、人権侵害として禁止するとともに、その防止のために教職員及び学生に対する啓発・指導を行う。
- (2) 各部署の長は、所属の教職員を指導し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

5. ハラスメント防止対策委員会

- (1) 本学は、ハラスメント問題に対処するため、ハラスメント防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設け、学生、教職員が常時、相談、助言、救済等が受けられるよう努める。
- (2) 対策委員会は、申立てがあった場合には申立ての受理の適否、及びその他事案の解決のために必要な事項につき審議する。
- (3) 対策委員会は、委員長、委員及び相談員をもって構成する。
- (4) 委員長は、教員のなかから学長が委嘱する。
- (5) 委員は、教員5名(各学部1名)及び副学長、学長室長、学生相談室長、総務部長とし、教員の委員は各学部長の推薦にもとづき学長が委嘱する。
- (6) 委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (7) 原則として、対策委員会は、月1回開催するものとする。
- (8) 対策委員会は、相談、救済にあたっては、当事者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、知り得た秘密を厳守するものとする。
- (9) 委員長は、必要に応じ対策委員会に委員、相談員以外に特定の専門的事項の審議をするために学内の教職員、顧問弁護士、学内外の医師等の出席を求め意見を徴することができる。
- (10) 委員長は、委員会の状況を適宜学長に報告するものとする。
- (11) 委員長は、対策委員会において対処できないと判断した事案については、学長に対し調査委員会の開催を要請するものとする。

6. 調査委員会

(1) 本学は、ハラスメント問題に関し、対策委員会において対処できないと判断された場合に、学長から諮問を受けた事

案の調査等にあたるための調査委員会を置く。

(2) 調査委員会は、当該事案に係る調査を迅速に行うよう努めなければならない。

(3) 調査委員会は、学長が委嘱する次の委員をもって構成する。

a 大学協議会構成員のなかから 3名

b 対策委員会委員長

c 委員、相談員のなかから対策委員会委員長が推薦した者 2名

(4) 学長は、必要に応じ、臨時委員を委嘱することができる。

(5) 調査委員会に幹事1名を置く。

(6) 調査委員会の委員長は、委員のなかから学長が委嘱する。

(7) 委員長は、必要に応じ調査委員会に委員以外に特定の専門的事項の審議をするために学内の教職員、顧問弁護士、学内外の医師等の出席を求め意見を徴することができる。

(8) 調査委員会は、必要により当該事案の関係者から事情を聴取することができる。

(9) 調査委員会は、学長から諮問された事案について事実関係の調査にあたり、その調査報告書を作成し、調査結果及び対応方法について学長に答申する。

(10) 調査委員会は、調査にあたっては、当事者及びその関係者から公正な事情聴取を行い、また必ず加害者に対する十分な弁明の機会を与えるものとし、事情聴取対象者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守するものとする。

7. ハラスメントの相談及び解決の体制

(1) ハラスメントに関する相談に対応するために、相談員を置く。

(2) 相談員は年齢、性別などのバランスに配慮しつつ、教員、職員各4名以上とし、学長が委嘱する。

(3) 相談方法等は、本学ホームページへの掲載等の適切な方法により周知する。

(4) 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(5) 相談員は、相談を受けた場合には、その相談の内容を聴取し、当該状況の下で必要な助言を行って相談者の支援に努め、当該相談についてのその後の可能な対応手続を説明し、相談記録を作成したうえで、対策委員会委員長に報告するものとする。

(6) 相談員は、相談にあたっては、当事者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、知り得た秘密を厳守するものとする。

(7) 相談員への相談だけでは問題の解決に至らない場合には、ハラスメントを受けたと主張する当事者は、対策委員会委員長に対し、ハラスメント事案に関する解決手続を求める申立てを行うことができる。

8. 調査協力の拒否、虚偽申述等の禁止

(1) 本学の構成員は、防止対策委員会及び調査委員会からハラスメント行為に関する調査の手續について協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 本学の構成員は、ハラスメント行為に関する調査の手續を妨害又は調査の手續において虚偽の申述若しくは証言をしてはならない。

9. 不利益取扱いの禁止

本学及び本学の構成員は、ハラスメントに関する相談の申し出、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

10. 措置

学長は、調査委員会の答申に基づき、行為者に対し、学則及び就業規則等に照らし、必要に応じ教授会等の学内手續を経て、必要な措置を厳正に講じる。

11. 事務局

ハラスメントの防止等に関する事務は、学長室がこれにあたる。

12. この指針は、平成11年4月1日より施行する。

13. この指針は、平成19年6月19日より施行する。

14. この指針は、平成31年4月1日より施行する。

15. この指針は、令和3年4月1日より施行する。

流通経済大学の取り組み

流通経済大学は「ハラスメントの防止等に関する指針」を定め、被害を未然に防止する活動や、被害者救済のための活動等に全学をあげて取り組んでいます。

相談にあたっては、当事者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、知り得た秘密を厳守します。

■ 相談員

学生・院生・教職員からの相談に応じ、必要な助言、支援にあたります。相談員には教員のほか、職員や保健師がいます。

相談者は、相談窓口を通じて希望する相談員に相談することができます。相談で解決できない場合は、相談者の意向に基づき防止対策委員会に対し、申立てを行うことができます。

■ 防止対策委員会

ハラスメント防止のための施策の立案や実施、啓蒙・啓発活動など、ハラスメント防止のためのさまざまな活動を行います。

また、相談者からの申立てがあった場合には、解決のために審議をします。

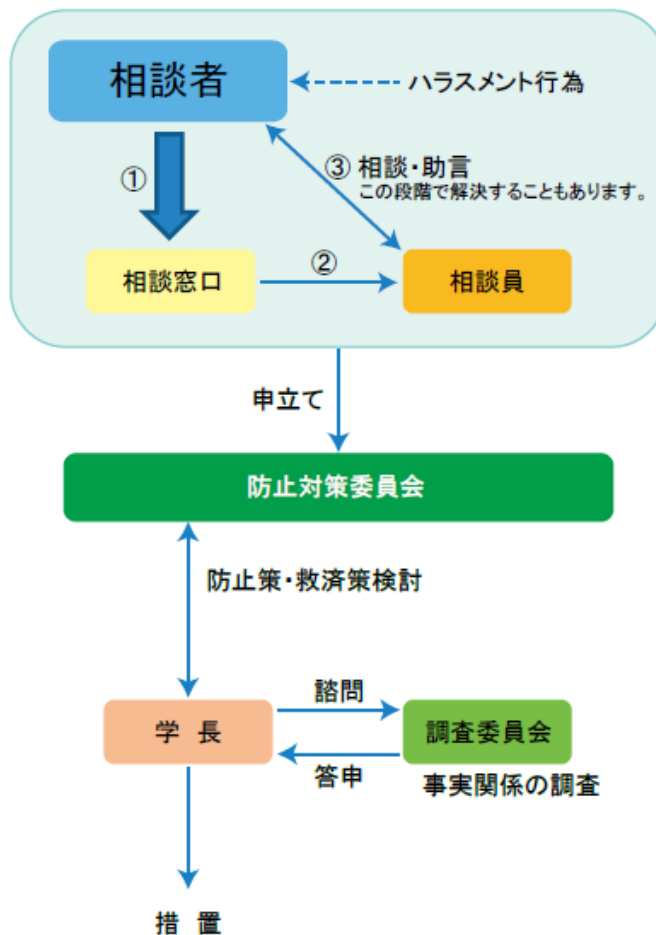
■ 調査委員会

ハラスメント問題に関して、防止対策委員会では対処できない場合に、学長から諮問を受けて調査等にあたり、調査結果及び対応方法について学長に答申します。

措置

学長は、調査委員会の答申に基づき、行為者に対し、学則及び就業規則等に照らし、必要な措置を厳正に講じます。

相談のフローチャート



ハラスメント をなくすために

学生・大学院生・教員・職員
のための手引き



流通経済大学はハラスメントを
人権侵害として禁止しています

流通経済大学
ハラスメント防止対策委員会



ハラスメントとは？

加害者にならないために

被害にあってしまったら？

* キャンパスでのハラスメント *

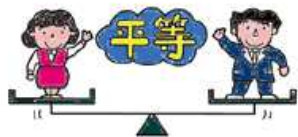
ハラスメントには、

- (1) セクシュアル・ハラスメント
- (2) アカデミック・ハラスメント
- (3) パワー・ハラスメント

などがあります。

* 相手が不快に感じたら * →ハラスメント

本人は意識していなくても、相手が「不快」と受け止めればハラスメントとされかねません。だからこそ、だれもが加害者になる可能性を持っています。特に、友人関係など親しい間柄であると、親しさのあまり配慮を忘れた軽はずみな言動で相手を深く傷つけることがしばしばあります。サークル内やゼミ内、特にお酒の席で盛り上がったときなど十分注意したいものです。



ハラスメントになりうる言動：

- ① 犯罪に当たる行為
 - ・ ストーカー ・ 暴行 ・ わいせつ行為
- ② 立場を利用した嫌がらせ
 - ・ 単位や評価をちらつかせて不当な要求をする
 - ・ 逆らえない後輩や部下に対し嫌がらせをする
- ③ 性的な内容の発言
 - ・ コンパ・カラオケなどで聞くに耐えない卑しいな発言をする
 - ・ 「男のくせに根性がない」「女らしくない」などの発言
- ④ 容姿・服装などについての不適切な言動
 - ・ 「チビ」「デブ」「ハゲ」「ブス」など容姿をあげつらう
 - ・ 「あの先生はセクシーでかわいい」等の発言
- ⑤ 男女交際等の噂話
 - ・ たとえ、事実でもプライバシーの侵害です
- ⑥ 食事やデートにしつこく誘う
- ⑦ 周囲をまきこんで無視する

※男性から女性だけでなく、女性から男性、同性間などあらゆる場合を含みます。
また、学生と教職員、教職員間、学生間で起こるすべてを含みます。

常に相手の人格を尊重し、対等なパートナーとして互いに思いやる気持ちを心がけましょう。

* ひとりで悩まず相談を *

一人で悩まず、信頼できる人に自分の気持ちを話したり、アドバイスを受けたりすることも大切です。

大学は、ハラスメントについての相談に応じるために、相談窓口を設け、相談員を配置しています。相談者の名誉やプライバシー保護を第一に考えますので、安心して相談してください。



相談窓口への連絡の仕方

相談窓口に直接あるいは
電話・メール・手紙で連絡してください。

相談窓口

龍ヶ崎キャンパス

電話：0297-60-1151

メール：taisakuR@rku.ac.jp

手紙：〒301-8555 茨城県龍ヶ崎市120 流通経済大学

新松戸キャンパス

電話：047-340-0290

メール：taisakuS@rku.ac.jp

手紙：〒270-8555 千葉県松戸市新松戸3-2-1 流通経済大学

相談員

梅木 真 (経済学部)

佐藤 尚人 (社会学部)

大塚 哲也 (法学部)

水林 翔 (法学部)

金子 衣野 (スポーツ健康科学部)

上田 洋嗣 (総務課/龍ヶ崎キャンパス)

陰山 雅義 (総務課/新松戸キャンパス)

正本 史江 (保健室/龍ヶ崎キャンパス)

森川 富士子 (保健室/新松戸キャンパス)